

## II. 働き方改革・生産性向上について

### (1) 週休2日の実施状況と課題の確認

---

# 建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)  
**罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の  
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
- ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
  - ③ 年 720時間(月平均60時間)
    - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
      - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)
      - ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)
      - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

# 【工事】②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(地域ブロック単位)

$$\text{週休2日対象工事率} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。以前の指標の分母の定義(全工事件数)から見直しを行ったもの。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

## ■週休2日対象工事率の実績値(R2)

凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.5以上

週休2日対象工事率0.3～0.5

週休2日対象工事率0.1～0.3

週休2日対象工事率0.1未満



データ抽出時点: 令和3年12月

## ■参考値(R1)※1、実績値(R2)と目標値(R6)

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定

地域ブロック	週休2日対象工事率			対象範囲
	参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	
北海道	0.61	0.80	1.00	北海道
東北	0.35	0.62	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26	0.44	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23	0.67	1.00	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43	0.80	0.70	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30	0.76	1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32	0.76	1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39	0.68	1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.26	0.65	1.00	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39	0.55	0.80	沖縄県
全国	0.32	0.64	—	

※1 定義の見直しにより単純比較できないため参考値とした。

# 【工事】②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(県域[政令市]単位)

週休2日対象工事率 =  $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$  ※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。以前の指標の分母の定義(全工事件数)から見直しを行ったもの。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日~3月31日)とする。

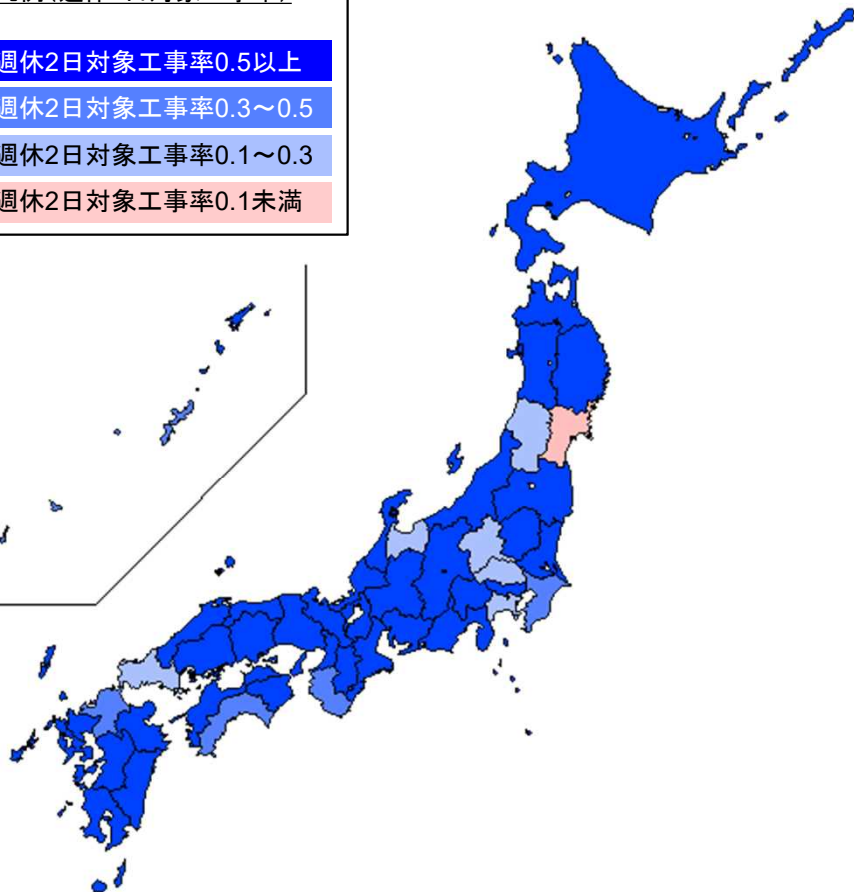
## ■週休2日対象工事率の実績値(R2)

## ■参考値(R1)※1、実績値(R2)と目標値(R6)

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定

凡例(週休2日対象工事率)

- 週休2日対象工事率0.5以上
- 週休2日対象工事率0.3~0.5
- 週休2日対象工事率0.1~0.3
- 週休2日対象工事率0.1未満



データ抽出時点: 令和3年12月

県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率		
	参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)
北海道	0.58	0.75	1.00	石川県	0.09	0.99	1.00	岡山県	0.01	0.76	1.00
青森県	0.21	1.00	0.80	福井県	0.03	1.00	1.00	広島県	0.27	1.00	1.00
岩手県	0.02	1.00	0.70	山梨県	0.37	0.58	0.75	山口県	0.03	0.27	1.00
宮城県	0.02	0.03	0.70	長野県	0.01	1.00	0.75	徳島県	0.47	0.53	1.00
秋田県	0.69	0.71	0.80	岐阜県	0.67	0.86	0.70	香川県	0.83	1.00	1.00
山形県	0.09	0.13	0.80	静岡県	0.03	0.88	0.70	愛媛県	0.01	0.75	1.00
福島県	0.61	1.00	0.80	愛知県	0.65	0.76	0.70	高知県	0.40	0.37	1.00
茨城県	0.52	0.59	0.75	三重県	0.22	0.53	0.70	福岡県	0.05	0.30	1.00
栃木県	0.66	0.76	0.75	滋賀県	0.83	1.00	1.00	佐賀県	0.06	1.00	1.00
群馬県	0.02	0.26	0.75	京都府	0.09	0.52	1.00	長崎県	0.38	1.00	1.00
埼玉県	0.14	0.23	0.75	大阪府	0.36	0.78	1.00	熊本県	0.06	0.65	1.00
千葉県	0.21	0.32	0.75	兵庫県	0.71	0.98	1.00	大分県	0.69	1.00	1.00
東京都	0.61	0.77	0.75	奈良県	0.05	1.00	1.00	宮崎県	0.17	1.00	1.00
神奈川県	0.13	0.21	0.75	和歌山県	0.05	0.31	1.00	鹿児島県	0.52	0.73	1.00
新潟県	0.29	0.61	1.00	鳥取県	0.94	1.00	1.00	沖縄県	0.34	0.48	0.80
富山県	0.05	0.26	1.00	島根県	0.74	1.00	1.00	全国	0.28	0.62	—

※1 定義の見直しにより単純比較できないため参考値とした。